

浜長保険センター安全だより

平成 30 年 2 月 15 日
浜長保険センター 第 15 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



暦の上では立春(2月4日)を迎えました。変わらずの厳しい寒さが続いています。お健やかに過ごしのことと存じます。春の訪れを心待ちにしていることと思います。



道路交通法に関するQ&A

Q1 JRや山陽電車等の踏切、指定一時停止場所において、停止線が設置されている場合、停止線を越えて停止したとき、一時停止違反になるのか？

A 違反になります。交通ルールには、次のように規定されています。

「踏切の通過」(道路交通法第33条)

「踏切を通過しようとするときは、踏切の直前(停止線等が設けられているときは、その停止線の直前)で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。」と規定され、

「指定場所における一時停止」(道路交通法第43条)

「道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前で一時停止しなければならない。」と規定されています。

したがって、停止線を過ぎて停止しても法的に一時停止したことにはなりません。



Q2 自宅車庫前の道路上に本人が駐車した場合、駐車違反となるのか？

A 道路上に駐車すれば、自宅車庫前であっても駐車違反になります。その車庫に出入りする自動車の通行を確保しようとする法の趣旨であり、自宅車庫前に自己の自動車を駐車しても侵害される対象はないため、車庫に入れるよう指導されると思います。しかし、道路は不特定多数の方が利用する公共の場所であり、また他の通行に支障を及ぼすため、車庫に入れましょう。



Q3 不特定の人が通行している私道に、その私道の所有者(管理者)が自己の自動車に駐車させた場合、駐車違反になるのか？

A 私道であっても、不特定の人が通行している、つまり一般交通の用に供している場所であれば、法の適用を受け、私道の所有者(管理者)による駐車であっても除外にならず、駐車違反が成立することになります。この場合、一般交通の用に供しないよう物理的に通行禁止措置を執れば、道路交通法が適用されません。

